

新旧対照表

2023年9月22日

au カブコム証券

変更箇所は下線部

au マネーコネク ト自動入金サービス規定

新	旧	備考
<p>第4条 (本サービスの内容)</p> <p>(2) 取引必要額(暫定)がご注文いただいたお取引の約定後に確定する取引必要額(次項及び第5条第2項において「取引必要額(確定)」といいます。)に不足する場合、当該お取引の注文日の<u>16時頃より</u>当該不足金の引落しを行います。その際にお客様のauじぶん銀行の預金残高が当該不足金の額に満たなかった場合、残置額を控除した額の引落しを行い、当該お取引の受渡日の前営業日まで同様の処理を行います。</p> <p>(3) 前号に基づく処理にもかかわらず当該不足金が解消されなかった場合は、それ以降、当該不足金は第5条第2項に定めるお客様の当社口座内の現金勘定の不足額の一部を構成するものとして取り扱われることとなり、同項に基づく毎営業日の15時15分頃<del>に</del>実行される引落しの対象になるとともに、引き続き次号に従って毎営業日の<u>16時頃より</u>実行される引落し処理の対象となります。</p> <p>(4) お客様の当社口座内の現金勘定の不足額がある場合は、第2号に定める<u>16時頃より</u>引落し処理を行う際、当該不足額の引落し</p>	<p>第4条 (本サービスの内容)</p> <p>(2) 取引必要額(暫定)がご注文いただいたお取引の約定後に確定する取引必要額(次項及び第5条第2項において「取引必要額(確定)」といいます。)に不足する場合、当該お取引の注文日の<u>17時頃</u>に当該不足金の引落しを行います。その際にお客様のauじぶん銀行の預金残高が当該不足金の額に満たなかった場合、残置額を控除した額の引落しを行い、当該お取引の受渡日の前営業日まで同様の処理を行います。</p> <p>(3) 前号に基づく処理にもかかわらず当該不足金が解消されなかった場合は、それ以降、当該不足金は第5条第2項に定めるお客様の当社口座内の現金勘定の不足額の一部を構成するものとして取り扱われることとなり、同項に基づく毎営業日の15時15分頃<del>に</del>実行される引落しの対象になるとともに、引き続き次号に従って毎営業日の<u>17時頃</u>に実行される引落し処理の対象となります。</p> <p>(4) お客様の当社口座内の現金勘定の不足額がある場合は、第2号に定める<u>17時頃</u>の引落し処理を行う際、当該不足額の引落しを</p>	<p>不足金引落し時間帯を 変更</p>

<p>を第 2 号に定める不足金の引落しに優先して行います。また、この場合は、当該不足額が解消されるまでの間、第 2 号に定める不足金の有無にかかわらず、第 2 号に準じて毎営業日の <u>16 時頃より</u> 当該不足額の引落し処理を行います。</p> <p><u>(2023 年 9 月) 改訂</u></p>	<p>第 2 号に定める不足金の引落しに優先して行います。また、この場合は、当該不足額が解消されるまでの間、第 2 号に定める不足金の有無にかかわらず、第 2 号に準じて毎営業日の <u>17 時頃に</u> 当該不足額の引落し処理を行います。</p> <p><u>(2023 年 6 月) 改訂</u></p>	<p>改訂日変更</p>
--	--	--------------